

○議長（茅沼隆文）

続いて、5番議員、石田史行議員、どうぞ。はい、石田議員。

○5番（石田史行）

5番議員の石田史行であります。

それでは、通告に従いまして、まず質問をさせていただきます。まず、「子育て支援の充実を問う」ということでございます。

子育て世代の定住促進や合計特殊出生率の引き上げを目指し、県内各自治体は子育て支援の充実にしのぎを削っております。各自治体の新年度予算案の概要が日々公表されておりますが、子育て支援充実の一環として小児医療費の助成拡大に踏み込む自治体が一層増えてございます。

例えば、鎌倉市は所得制限を設けた上で中学生まで通院医療費助成を拡充し、横浜市や川崎市も小学6年生まで引き上げるということであります。我が町も昨年からは小学6年生まで引き上げたわけでございますが、さらなる拡充を求める声を子育て世代の町民から多数頂戴をしております。そこで、下記の点について見解を伺いたいと思います。

1点目、小児医療費助成のさらなる拡充の考えは、ないとすれば、その理由は。
2点目、助成対象を中学生まで拡充する場合、概算として一般財源がさらにどの程度必要なのか。これは、所得制限を設けた場合と所得制限を設けない場合に分けてお答えください。そして3点目、子育て環境日本一を目指して保育料や幼稚園料を無償化してはどうか。そして、最後に4点目、仮に無償化をした場合に、概算でどれだけの一般財源が年間必要となるのか。

以上、御答弁をいただきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、石田議員の御質問にお答えをいたします。

まずは、これまでのまちづくりの成果について御説明をさせていただきます。

開成町は、昭和30年に誕生して以来、計画的なまちづくりを進めてきた成果として、人口は右肩上がりですと伸び続け、国勢調査の結果にも表れているとおり県内1位の人口増加率を誇っております。このことは、全国的に人口減少が進む中、減少に歯止めをかけるために様々な施策を講じる必要がある自治体とは大きく状況が異なっております。

このような元気な姿を今後も継続して発信し続けるため、直近では、開成南小学校の開校、開成小学校の大規模改修、ファミリー・サポート・センター事業の開始、駅前子育て支援センターの開所、放課後児童クラブによる対象年齢の拡大、民間保育所の開所支援など、子育て世代の定住化に向け子育て環境の充実に努めてきました。その成果として、平成28年度中には町全体で約220人の住民が増えておりますが、うち約70人は子どもが増えている状況にあります。また、合計特殊出生

率も1.6前後を維持し、常に県内で上位に位置していると同時に、平成27年度の全国平均1.45、神奈川県平均1.33を大きく上回っております。

それでは、一つ目の小児医療費助成のさらなる拡充の考えは、ないとすれば、その理由について、お答えをいたします。

小児医療費助成制度は、平成27年度に、南部地区土地地区画整理事業の完了に伴い、その税収増が見込めることから、平成27年10月診療分から通院助成について、それまでの未就学児から小学6年生まで対象年齢を拡充してまいりました。拡充後1年4カ月が経過しましたが、本町は医療機関を受診しやすい環境であることなどから、当初の見込みを上回る助成結果となりました。

お子さんにかかる医療費を助成し、子育て世帯の経済的負担を軽減することで子育て支援をしていくことは、必要な施策の一つであると認識をしております。しかしながら、現在、助成対象の拡大が自治体間競争のようにになっていることは好ましいことではなく、本来は、どこに住んでも同じ基準でサービスが享受できるよう全国統一基準で運用されることが、この制度のあるべき姿と考えております。このことは、これまでも国や県に対して要望を続けておりますし、今後も実現に向けて要望を続けてまいりたいと思っています。

冒頭に御説明したとおり、開成町は、計画的なまちづくりを進めてきた成果が目に見えて表れてきているという実態があります。このことを踏まえ、小児医療費の助成は国で統一した制度であるべきという姿勢は堅持しますが、今後の医療費実績の動向を見ながら対応を検討してまいります。

次に、二つ目の助成対象を中学生まで拡充する場合、概算として一般財源がどの程度必要かということについて、お答えをいたします。

現行の助成制度では、通院助成は小学6年生まで、入院助成は中学3年生まで、所得制限は3歳以上のお子さんに適用しております。制度運営にあたり、その財源の一部は県から2分の1の補助金が充当されますが、この県制度の補助対象は、通院は未就学児、入院は中学3年生までであると同時に、全ての年齢層に所得制限が適用されております。今後の実績により変動しますが、現時点の平成28年度決算見込みでは、歳出見込みから県補助金の歳入見込みを差し引いた約4,500万円を一般財源で賄う見込みとなっております。

平成28年度決算で見込まれる一般財源約4,500万円に対し、それぞれの条件で追加となる一般財源がどの程度必要かという方法で提示をさせていただきます。

まず、条件の一つ目、現行の所得制限の条件をそのまま通院助成を中学3年生までとする場合は、一般財源として年間約800万円が必要になることが見込まれます。次に、条件の二つ目、所得制限を撤廃し通院助成を中学3年生までとする場合は、一般財源として年間約1,600万円が必要になることが見込まれます。

次に、三つ目の子育て環境日本一を目指して保育料や幼稚園料を無償化してはどうかについて、お答えをいたします。

平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートし、幼稚園、保育園の保

育料は所得階層に応じた負担となっております。この新制度に基づく保育料は低所得者等へ配慮された制度となっており、受益者負担の原則から保育料の無償化は考えておりません。

次に、四つ目の仮に無償化した場合、概算でどれだけの一般財源が年間必要になるかについて、お答えをいたします。

保育料を無償化するということは、現在の幼稚園、保育園の運営費に充てている保護者からの保育料負担額相当分を町税等の一般財源で賄うことを意味しております。平成27年度決算では、幼稚園の運営経費と保育所の充実事業に係る一般財源は約2億400万円、これに保護者からの保育料負担額相当分として約1億1,100万円を新たに賄うことになりますので、合計で3億1,500万円を一般財源で賄うことになります。

これを平成29年度に置きかえてみますと、本年4月に新しい民間保育所が開所されることから、入所児童が増加することにより12%増の保育料収入を見込んでおりますので、当該分として約1,200万円の一般財源が必要と見込まれます。したがって、仮に平成29年度に幼稚園、保育所に係る保育料を全て無償化した場合には、一般財源は合計で約3億2,700万円を要することになります。これは、経常的一般財源33億5,000万円のおおむね1割に相当する額となります。

繰り返しになりますが、新制度に基づく保育料は低所得者等へも配慮された制度となっており、受益者負担の原則から保育料の無償化は考えておりません。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

石田議員。

○5番（石田史行）

御答弁、ありがとうございました。再質問させていただきます。

最後のところで、保育料、幼稚園料を無償化した場合の財源、3億2,700万を要するという御答弁でしたけれども、これは正確でしょうか。保育料等、保護者の方からいただいている収入が、こんなにたくさんあるのでしょうか。そのところを一応、確認したいと思います。

○議長（茅沼隆文）

子ども・子育て支援室長。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

お答えいたします。

ただいま議員がおっしゃった金額につきましては、既に、これまでも一般財源として賄っている分プラス新たに保育料相当分として一般財源に振りかえた分を合計した金額として御提示さしあげているということでございます。

○議長（茅沼隆文）

石田議員。

○5番（石田史行）

そうしますと、幼稚園の運営経費と保育所の充実事業の費用も含めてということだと思うのです。ですから、保育料を無償化するといった場合に、私の聞き方がちょっと適切ではなかったのかもしれませんが、要するに、保育料を無償化するために必要な一般財源額はどの程度でしょうかということなので、3億2,700万円ということではないと思うので、正確に数字をお答えいただきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

子ども・子育て支援室長。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

お答えいたします。

御質問の趣旨が町としての一般財源がどれくらい無償化した場合に必要なのかというふうに捉えて、私もお答えをしております。ただ、石田議員の趣旨としては、保育料相当分として振りかえられる一般財源の追加がどれくらいかということが真意だと受け止めますと、それについては、今、町長答弁でございましたように、平成27年度決算ベースで保育料相当分として1億1,100万円、それを29年度に置きかえますと、さらに1,200万円ということでございますので、合計で1億2,300万円がそれに該当する金額となります。

○議長（茅沼隆文）

石田議員。

○5番（石田史行）

ありがとうございました。私、こだわったのは、3億2,700万円かかるのですよと、これを聞いている方が「そんなにかかるのだ」と誤解されると困るので、一応確認を、ここは押さえておきたいと思ひまして。要するに、必要な財源が、無責任に保育料や幼稚園料を無償化してはどうかと提案しているわけではなくて、当然、私、財源論をこれから議論したいと思っているものですから、正確な数字を押さえておきたいと。ですから、今の室長の答弁では、当然といひますか、1億2,300万円が保育料の収入として入ってくるわけで、それを町で負担するということが可能かどうかという議論をさせていただきたいと思ひていますので、そのところは押さえていただきたいと思ひます。

その上で、1億2,300万円という額が保育料や幼稚園料を無償化するためには必要なわけですが、この財源について、どこから持ってくるのかというところを質疑させていただきたいのですが。今度、新年度予算案が審議されるわけですが、ふるさと納税が1億2,000万円、見込まれているわけですが、新聞等の報道では、ふるさと納税の使い道につきまして、子育て支援に多く使っている自治体が大変多いということでございますので、子育て環境日本一を目指して保育料、幼稚園料を無償化するために、ふるさと納税を活用するということを考えてみたらどうかと思ひますが、御答弁をお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、ただいまの石田議員の御質問にお答えいたします。

小児医療費助成事業等、子育て支援事業にふるさと応援寄附金、いわゆるふるさと納税のお金を使えないかというお話でございます。例えば、子育て支援に活用している、充当している例というのは、全国的にも確かに見受けられると。開成町でも現在は、あくまでも一般寄附として募っているという現状はございますが、子育て支援に充てるということ自体は議員の御提案どおり良いことだとは思いますが、

一方で、町民税の流出も拡大しているというところがございます。1億2,000万円の例で申しあげますと、委託料等を差し引いて実際には3,600万ぐらい、これぐらいが町の収入となっているというところになります。また、ふるさと納税というものは、これは、あくまでも臨時的な寄附金でございますので、これを恒常的な経費の財源に充てるというのはなかなか難しいというところが実情でございます。

○議長（茅沼隆文）

行政推進部長。

○行政推進部長（秋谷 勉）

1点、補足させていただきます。先程、今、総務課長が申したとおりの実際の残る金額というのは3,600万円程度で、1億2,000万円には足りないという部分が一つあります。

それから、町長答弁の中でも小児医療費の年齢拡大をしたときに、南部地区の事業が終わって安定した税収が見込めるようになったので拡大したとになってございます。こういった今後も引き続き歳出が見込まれる部分への財源を充当していく場合には、やはり安定的な財源を見ていく必要があろうかと思えます。

一方、ふるさと納税は、今、新聞やニュースでも話題になっておりますが、総務省がなかなか返礼品争いになっていて適切でない返礼品もあるというような中で、今後、どのように推移するか分かりません。今、開成町は、おかげさまで好調ではございますが、今後、制度設計、制度変更があった中で、どのような収入が見込めていくか、確実視は全くできないような状況でございますから、そういう財源を一定的な歳出の財源として充てるのは、やはり、それはちょっと危ないと申しあげなければいけないと考えてございます。

○議長（茅沼隆文）

石田議員。

○5番（石田史行）

失礼しました。ふるさと納税が1億2,000万円の見込みだったということですね。

部長と、それから総務課長の説明は理解できなくはないのですが、では、逆に、これから、ふるさと納税がすぐなくなるということは、私、ないと思うので

す。これは新年度はね1億2,000万円ですけれども、また、さらに増えていく可能性も十分期待できると私は思うのですけれども。首をひねられても困るのですけれども。不安定な財源だといえれば不安定な財源かもしれませんけれども、それから、もちろん返礼品のコストを差し引いたり、それから本来、入ってくる住民税が出ていくところもあれば、実質は1億2,000万円全部がうちの町のものになるとは言えないわけでありますけれども。

ただ、そうは言っても、これはもう考え方の違いになってしまうので、これ以上は言っても仕方ないのかもしれませんが、開成町の子育て支援というのは、私、見て、一定のメニューはそろっているなとは思っているのですけれども、目玉といいますか、先程、どなたかとも言われましたけれども、目玉になる子育て支援施策がちょっとないのかなと。うちの町は人口が伸びているから別に状況が違うのですよと言われれば、そこまでですけれども、今の良い状況を継続していくために次から次と手を打っていくべきであると思っているわけでございます。

実際、保育料、幼稚園料の無償化というものについて、大阪府の守口市が市では初めて、まさに市長の政治判断で決まったということで、これは町長の政治判断というのかな、それが必要なのかなと私は思います。何が何でもということではないのですけれども、これはぜひ。もっと、それこそ子育て環境日本一を目指すのだという、そういう強いメッセージ性があるような施策というものを今回、提案でさせていただきましたけれども、今後もいろいろと知恵を絞ってやっていただきたいということをお願いして、無償化の話はこの辺にさせていただきたいと思います。

すみません。申しわけないです。それと、もう一つ、つけ加えなのですけれども、質問はしません、つけ加えて、町長が保育料、幼稚園料の無償化に関して、受益者負担の原則から無償化は考えていないと言われますけれども、それを言ってしまったらおしまいなのです。はっきり言って。それを言ったら、何もできないのです。だって、今は給食費も無償化している自治体が出てきているわけですから、そのところは発想を転換していかないと。受益者負担の原則にとらわれていては突破することは、私、難しいと思っていますので、そのところは、できれば改めて、あまりそこにこだわらないで考えていただきたいなということは、お願いしておきたいと思います。

これについては、質問を終わらせていただきます。

小児医療費助成のさらなる拡充の考えはということで、御答弁では「ないですよ」というような答弁はなかったもので、ちょっとほっとしているところでございますが、今後の医療費実績の動向を見ながら対応を検討されていくということでございますので。

中学生まで拡充した場合の概算も出していただきまして、わずか800万円ですからね、800万円の額を今回、新年度予算案では見送られたわけでございますが、これはやはりちょっと納得がいけないといえますか。たかが年間800万円の額のものをやらない、今回、見送ったというのは、私は納得がいけない。その理由とし

て、助成対象の拡大が自治体間競争になっていることは好ましいことでなく、全国統一基準で運用云々と。まさにこれは国の考えであって、町長の考えとしてこれを述べられても到底納得いくものではございません。私としては、これは先程の話とも関連するのですけれども、子育て支援施策はまさに競争ですよ。若い世代をいかに自分の自治体に引き込むかのPR合戦ですから、PR合戦をしている中で、うちの町は人口が伸びているのでとかという話であってはいけないと思いますし。

そのところは競争をしっかりとしていく上で、私、小児医療費の助成の中学生までの拡充というのは、これはもう、ある意味、住民サービスの最低限のサービスだと思うのです。今回、南足柄でも中学生まで拡充しておりますから、1市5町の足柄上でも開成町が最低ランクになるわけでございます。私、冒頭申しあげましたが、横浜市とか川崎市も小学6年生まで引き上げているわけでございまして、横浜市や川崎市の方が開成町へ来てもらうために差別化ができないわけでございます。そういう意味で、こういった大都市とも戦っていくためには、もう小児医療費助成の拡充というのは、これはあたり前の、ある意味。それは、異論があるかもしれませんが、あたり前のサービスになっているわけでございますから、あたり前のサービスをあえて今回見送ったというのは、私は残念。それこそ子育て世代の定住促進のネックにならないかなというのを私は非常に懸念しておりますので、この点については、ぜひ。

対応を検討していくということでございますけれども、この点は予算の審議もありますので、そのほうに譲って、これについては質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

質問を求められていないけれども、すごく気になるのは、「たかが何百万」という、その言い方。だって、これ税金だよ。金額ではないですよ。町民の税金を使ってどうやるかというのはすごく大事なことで、何が「たかが」だ。冗談じゃないよって。それは訂正してもらいたいですね。施策の問題は町長の判断でやりますけれどもね、たかだかという話ではないですよ。そういう言い方を言うことは、おかしい。議員は第一、税金をチェックするんでしょう。どういう使い方をするかというのは。大きい小さいじゃないですよ。それを、そういう言い方をするというのは私は本当に情けないですよ、そんなことを言われるのは。これをやるかどうかは町長の施策の中の判断で、私は、やらないと思っている。小児医療費を中学まで伸ばすつもりは、ないです。それを、たかだか何百万をやらないから何とかなんて言われることは私はおかしい言い方だと思いますので、きちんと訂正してもらいたい。

○議長（茅沼隆文）

石田議員。

○5番（石田史行）

「たかだか８００万」というのは訂正してもらいたいということなのですが、いや、それはちょっと違うのではないかなと思うのですが。「たかだか」という意味というのは、要するに、我が町の予算の中での８００万という金額は十分捻出できるのではないですかという趣旨で言っているのであって、別に８００万という額を軽んじて言っているわけではありませんので、その辺は町長の誤解です、それは。町長、そう感情的にならないで。

私、このぐらいの８００万ぐらいだったら捻出できるのではないですかという意味で言っているわけであって、「たかだか」という趣旨は、そこにあるわけではないので、それは誤解しないでいただきたいと思いますよ。私は、たくさんの町民の方から小児医療費の助成を中学生まで拡大してほしいというお声をいただいたので、試算もお願いして、どのくらいかかるのだというところも含めて提案をしているわけですから、言葉尻を捉えて訂正しろというのは、それは逆におかしいですよ。私、議員として質問しているわけですからね。よろしいですか。

○議長（茅沼隆文）

石田議員、よろしいですか。この問題については、議会運営委員長に議会運営委員会の開催を求めます。本日、本会議が散会した後に臨時の議会運営委員会を開いてください。その場で議論しましょう。

以上です。

では、質問をどうぞ。

○５番（石田史行）

何か、ちょっとすっきりしない感じがいたしますけれども、まあいいです。それは議長の判断で、どうぞ議運でも何でも開いていただいて結構ですけれども。

では、次の質問をさせていただきますけれども、２点目の「町民センターの利活用を問う」ということで伺いたいと思います。

昨年の１０月から１１月にかけて町内１３地域において実施されたまちづくり町民集会を通じて、町民センターの利活用について多数の意見が寄せられたところがあります。新庁舎建設に伴いまして、今後、町民センターこそが町民の憩いの場として大きな役割を果たすことを町民は期待していると。そこで、下記の点について見解を伺いたいと思います。

１点目、新庁舎建設に伴う町民センター利活用素案について検討状況及び内容は、２点目、町民センター改修計画の今後のスケジュールと費用の概算額は、３点目、町民センター内の現在の図書室を図書館並みに拡充できないか、４点目、町民の憩いの場として食堂及び売店を町民センター内に設置をできないか。

以上、御答弁をお願いします。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、石田議員の２項目めについてお答えをいたします。

開成町民センターは昭和61年10月1日に開館し、地下1階地上3階建て、鉄筋コンクリート造、建築面積1,151平方メートル、延床面積3,269平方メートルであります。1階は保健センターとして機能し、2階、3階を町民センターとして、生涯学習の場、社会教育関係団体、文化団体や個人等への貸し出しをする一方、手狭な役場庁舎を補う形で保険健康課、教育委員会事務局、教育長室、福祉課が入り、また庁内会議も行っております。

稼働率を申し上げますと、保健センターで貸し出しを行っている栄養指導室の稼働率は平成27年度では6.4%、町民センター会議室全体では54.1%であります。町民センターで主に貸し出しをしている部屋は、最大で300人収容でき研修等に使用できる大会議室、30人程度の会議等に使用できる中会議室A、B、工作室としての機能を持つ小会議室A、このほかに和室3室があり親子でのレクリエーション活動や和作法などに使用されております。3階は図書室に16席の閲覧スペースを有しているほか、図書保管室や町史に係る書物等の保存をしている郷土資料室があります。

では、1点目の新庁舎建設に伴う町民センター利活用素案について、検討状況及び内容についてお答えをいたします。

現在、庁内で今後の町民センターと保健センターのあり方等を検討する「町民センター及び保健センター空き室利用検討会議」を平成28年7月に組織をし、関係課長による協議がされている段階であります。検討会議では、保健センター及び町民センターを対象とし、あわせて今後の管理体制のあり方についても検討しております。検討の前提として、保健センター、町民センター内の職員等が新庁舎へ移動した後に空室となる教育委員会事務局、教育長室、福祉課事務局、保険健康課事務局について、最小限の改修でどのように利活用するかを主眼として検討しているところであります。

まず、保健センターについては、現在の事務室を機能回復訓練室に戻すとともに、各種測定機器を備えた未病コーナーを設けていく予定であります。町民センターの2階では、現在配置している会議室は従来のままの活用とし、教育委員会事務局、教育長室、福祉課事務局のスペースを中心に町民活動サポートセンターの機能を付加していくことが検討をされております。3階部分では、大会議室はそのままの利用形態とし、図書室の付加機能として図書保管室を活用しながら利便性の向上を図っていきたいと考えております。町民センターのほかにも貸し室を行っている福祉会館がありますので、新庁舎を含めて、それぞれの機能などについても整理しながら検討を進めております。

次に、2点目の町民センター改修計画の今後のスケジュールと費用の概算額について、お答えをいたします。

町民センターの改修は、計画期間が平成31年度から36年度までとなる第五次総合計画後期基本計画に位置付けして、改修に向けた設計の実施、新庁舎建設後に改修工事を行っていく予定であります。平成29、30年度には、この計画の策定

作業を始めますので、これにあわせて先程お話しした庁内の検討会議の保健センターと町民センターの利活用について検討結果をまとめ、改修経費を織り込んでまいります。

次に、3点目の町民センター内の現在の図書室を図書館並みに拡充できないかについて、お答えをいたします。

現在、町民センター図書室の蔵書数は4万冊弱であります。図書室にない本については、通称をK L - N E Tという神奈川県図書館情報ネットワークシステムに加入しておりますので、県立図書館や県下全ての市町村図書館などの蔵書を検索でき、借りたい本があった場合には図書室が仲介役となって配本サービスを提供しております。また、近隣市・町の図書館も相互利用できますので、これらにより不足する蔵書について補填することができていると考えております。

開成町民センター図書室のあり方については、町民センター利活用とあわせて検討しておりますが、大幅な改修は今のところ考えておりません。現在の図書保管室として利用している部屋等を利活用しながら、限られた中ではありますが、利便性の向上を図っていきたいと考えております。

図書室を図書館並みに拡充できないかという点については、図書館の定義として館長や専門的職員の配置が必要などの規定がありますので、現在は、それらの専門的職員を配置してまでの拡充は今のところ考えておりません。

次に、4点目の町民の憩いの場として食堂及び売店を町民センター内に設置をについて、お答えをいたします。

まず、前提として、町民センターは生涯学習講座の開催、社会教育関係団体、文化団体や個人、福祉利用を前提としており、改修する際にも町民活動サポートセンターの機能を加えるのみの計画であります。町民センターに配置している各部屋は工作など利用目的ごとに設備を整えており、町民センターの設置目的である機能を保持していくため、会議室等を減らしての食堂、売店の設置は考えておりません。現在、設計を進めている新庁舎の1階には町民の憩いの場として喫茶スペース等を確保する予定でありますので、この場所により議員が求められている機能は確保できるのではないかと考えております。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

石田議員。

○5番（石田史行）

御答弁、ありがとうございました。それでは、再質問させていただきます。

最後のところで、新庁舎の1階には喫茶スペース等を確保する予定であるので、私が求めている機能は確保できるのではないですかというような御答弁をいただきましたけれども、庁舎は5時半で閉まってしまいますよね。その後、打ち合わせしたいとき、どうしたらいいのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それでは、石田議員の御質問にお答えをしたいと思います。

ただいま御指摘のように、庁舎の業務自体は5時30分で確かに終了しますけれども、新庁舎開設後のいわゆる夜間、それから土曜日、日曜日、祝日等、この開業、開館と言ったらよろしいですかね、施設の開放については、ただいま検討中でございますので、どの部分をどの時間帯で開放していくかという結果においては、十分使っていただくことが可能になると考えているところでございます。

○議長（茅沼隆文）

石田議員。

○5番（石田史行）

そうすると、5時半になったら「出ていってください」というようなことはないということよろしいですか。そのことも含めて検討しているということですか。

○議長（茅沼隆文）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

つけ加えさせていただきたいと思います。5時半で、いわゆる「これで終わります」ということではなくて、ある程度の時間までは開放していくということで考えてございますので。現時点で何時までというところまでは詰め切っておりませんので申しわけないのですが、今後、検討させていただいて、また御報告をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

石田議員。

○5番（石田史行）

分かりました。それはそれで、その方向で検討を進めていただきたいと思いますと思うわけですが、実は、町民センターの様々な会議室がございまして、多くの方、団体等に使っているわけですが、具体的な話をさせていただきたいのですが、要するに、例えばPTAさんの会合とかになりますと、どうしてもお仕事が終わってからということで8時ぐらいから会議が始まって、もう町民センターの会議室は9時にはさっさと撤去しなくてはいけないということで、使いづらいという御意見をいただいているわけですが。

そういう意味で、私は、食堂にこだわっているわけではないのですが、要は、ちょっとしたコーヒーとお茶を、それから、あと軽いサンドイッチぐらいでも良いと思うのですが、そういう軽食を提供していただけるような場所が町民センター内にできれば良いなと思っております。それで一つ、今日、御答弁を聞いていて思うのですが、その辺についての考えはないかどうか、まず伺いたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（加藤順一）

新庁舎ができた以降の町民センターの利活用の検討状況は、先程、答弁されたとおりなのですけれども、それでありまして、9時という時間帯、これの前段の部分で飲み物とかサンドイッチというお話がありました。原則、飲酒という部分はお断りしている部分が大いなのですけれども、特別な場合以外はお断りしておるところなのですけれども、お持ち込みいただいて周りに御迷惑をかけない、においをすごく発生させるような、そういったものはお断りせざるを得ないかなとは思いますが、周りに御迷惑がかからない、予約されたお部屋の中でそういったものをお召し上がりになるのは、それは差し支えないと、現状でも許可といいますか、そのようにしているところでございます。

あと、時間の問題につきましては、PTAさんを特定の団体で挙げられましたのですけれども、今、私どもに時間延長というお話は、正直、伺っていないところでございます。直接、私どもで伺っていないだけなのかもしれませんけれども、御利用なさる方も現在の状況の中で御利用する場合という前提で予約をされていらっしゃるのです、そういうことになろうかと思うのですけれども、基本的には、夜間10時に近くなるような、9時まではやっておりますので、そこら辺のところ、常時10時まで空けるというような状況になりますと、それはまた空き室の状況を検討しなくてはいけなくなりますので、そういった利用状況の実態ともあわせながら検討が必要な事項であるかどうか、それも含めて将来に向かって検討すべき事項の一つと考えさせていただきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

石田議員。

○5番（石田史行）

町民センターの利活用というところで、最初の町長答弁で、最小限の改修でどのように利活用するかを主眼として検討されていると。2階については、配置されている会議室は従来のままで、教育委員会事務室と教育長室、それから福祉課事務室のスペースを中心に町民活動サポートセンターの機能を付加していきたいと考えているということなのですけれども、町民活動サポートセンターの機能を付加させていきたいというのは、まだ検討している状況なのなのですけれども、こういったイメージになるのでしょうか。それを差し支えない範囲でお答えいただきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（遠藤直紀）

議員の御質問にお答えいたします。

協働のまちづくりという部分を進めている中、活動される団体が活動拠点となる場所、こういったものが望まれているというところでございます。

一つの例として、町民活動応援事業という事業を今やっておりますが、こういった方々は、地域が抱えている課題ですとか、自主的に団体をつくって活動されている団体でございます。こういった方々への場所の提供ということで、県内にもサポートセンターと言われているものが、神奈川県民活動サポートセンター、こういったものを含めて46、県も含めて市区町村にございます。こういったところも参考にしながらということで、打ち合わせをする場、会議室ですとか作業をする場所、ロッカーですとかレターケース、こういったものも置いてあるところがございます。作業をしたりミーティングをしたり、また情報交換ができる場というようなところを考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

石田議員。

○5番（石田史行）

そうしますと、基本的には、町民活動サポートセンターというと、何か、コーナーがあって、それに対応する職員がいてみたいなイメージにとれたのですが、そうではなくて、単にテーブルといすと、あと自販機ぐらいを置いて、打ち合わせスペース等に使っていただくと、そういう程度の、会議室が1個増えるぐらいの、そういう規模の改修にとどまるという認識でよろしいですか。

○議長（茅沼隆文）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（遠藤直紀）

自動販売機という部分は何ともあれなのですけれども、全体の中で空いているスペース、執務室が、今、事務室と言われている部分がなくなったところの活用として町民活動サポートセンター、今、ほかの自治体なども見ながら、こういったものをということを考えておりますので。今、必要なものとしては、会議室であったり作業できるスペース、掲示等、情報交換ができる場というような掲示、そのようなものを考えております。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

石田議員。

○5番（石田史行）

お金をできるだけかけずにとということなので、できることはなかなか制約されてしまうのかなと思うのですけれども、ここの新しいスペース、共同スペースと言っているのかもしれませんが、このスペースは、やはり9時で「出ていってください」ということになるのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（遠藤直紀）

質問にお答えいたします。

施設の利用に関しましては、町民センターの中に入るというところもございますので、そちらの施設の管理運営の形とあわせて、その辺も検討していきたいと、確認をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

石田議員。

○5番（石田史行）

先程の参事の答弁とも絡むのですけれども、従来の会議室、そして新たにできる共同スペースの部分、ここを、9時までということではなくて、11時とは言いませんけれども、10時ぐらいまでは打ち合わせ等に使えるような方向で、できれば検討していただきたい。もちろん、まだそういう要望を受けたことがないということですが、私は実際、要望を受けましたので、できれば、それは検討材料として議論をしていただきたいなと思います。

図書室の話に移らせていただきたいのですが、私、図書館並みにできないかなという話で質疑をさせていただいておりまして、図書館にしろと言っているわけではないので、その辺は誤解していただきたくないのですけれども、一つ、私、ちょっと違和感を覚えたのは、本を借りたいというときに、お電話で「これこれの本はありますか」ということで、「あります」と。細かい話になりますが、それを借りたいというのを予約をするじゃないですか。ところが、こちらでは「来てください」と、「来ていただかないと予約はとれません」と言われた方がいるのです。これはほかの市から来た方なのですから、前にいた市では、電話でこの本を借りたいと予約をすれば、もちろんカード番号は確認しますが、予約ができるのです。なぜできないのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

教育総務課長。

○教育総務課長（橋本健一郎）

では、御質問にお答えしたいと思います。

今現在の体制といたしましては、窓口へ来ていただいて予約、現場に来ますと予約ではないですが、その場でお借りいただくような形となっております。それについては、町民センターの予約というものも直接、来ていただいてやっておりますので、今現在、そういう体制にはなっていないというところがございますので、また、それについては検討するところもあろうかなと思ってございます。

○議長（茅沼隆文）

石田議員。

○5番（石田史行）

ありがとうございます。ぜひ、電話でも予約できるような体制を整えていただきたいと思います。お願いいたします。

それと、図書館並みにという話をもう一つさせていただきたいのですけれども、最初の御答弁では図書室の大幅な改修は考えていないのだということでもありますので、これもまた、なかなか制約が大きいのですけれども、いわゆる奥のスペースがあるじゃないですか、テーブルが。あそこは受験生たちが勉強するような場所ではなくて、あくまでも調べものをする場所なのですか。それとも、あそこは自由に子どもたちが来て勉強して自習をしたり、高校生とかがね、可能なのか、それをお答えいただきたい。

○議長（茅沼隆文）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

お答えします。

先程、答弁したように16ありますので、予約として記入して、空いているところがあれば、そこで本を読もうと学習しようと、それは閲覧室ですので自由です。

○議長（茅沼隆文）

石田議員。

○5番（石田史行）

そうですか。自習することは可能だということでもありますけれども、図書室、図書館というのは、生涯学習の拠点として位置づけるべきところだなと私は思っています。あまり、今は、そんなにお金をかけていない感じであるわけでございますけれども、マックスバリュ、町内2店舗ありますけれども、マックスバリュの中の、ありますよね、あそこで結構勉強している子たちが多いのです。だから、ああいう子たちがこちらを使えるような体制というものを整えたらどうかなと私は思うのです。要するに、学習室かな。学習室を、スペースが限られている中でありますけれども、何とか今回の利活用の素案を検討する中でやれないのかなと私は思うのですけれども、その辺の御見解を伺いたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

お答えします。

先程、課長からもありましたように、検討している段階なので、今のような様々な御意見を入れながら町民が使いやすいような図書室にしていくというのが最大のことだと思います。ただ、今、言えることは、やはりスペースが、資料室はもう無理だろうということで、蔵書を置いてある部屋を学習室にして閲覧室と別にできないかということは考慮しております。今は、ですから、図書館に学習室があるというのが、大体、どこの図書館もそういう形態をとっていますので、図書室の本を閲覧室で調べ学習をするという子どもたちや利用者と、もう一つ別に、やはり自分の手持ち資料を持ちながら静かなところで学習をしていくということは十分必要なことなので、そのことは、できるだけスペースとしてつくっていききたいなと思っています。

ます。

また、先程、図書館と図書室の違い、いろいろあると思いますが、現状では、図書を貸し借りする業務と、そこに来て調べ学習をするという二つのことがあるかと思うのですけれども、それについては司書もいますので、ある意味では図書館機能に随した図書室と私は理解しているのですけれども。確かに不便な面もあるのですけれども、おおよそ自分が勉強したいもの、調べたいものは調べられるし、借りたい本は借りられるし、閲覧室もあるし、一定の図書館的な要素はしていると私は認知をしています。

○議長（茅沼隆文）

石田議員。

○5番（石田史行）

前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。図書室のあり方というか、開成町の図書室がどうあるべきかというのは、これは、もう時間が議論し出したら足りませんので、これはこの辺で終わりたいなと思っておりますけれども、最初の町長答弁で図書保管室等を利活用しながら利便性の向上を図っていきたいということですが、具体的にどういったところをイメージされているのか、御答弁いただきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

繰り返しになりますけれども、先程言ったとおりです。そこの部屋の蔵書を取って、そこを学習室にできないかと、そういうことです。

○議長（茅沼隆文）

石田議員。

○5番（石田史行）

分かりました。学習室の設置に向けて、図書保管室等を利活用することも検討されるということですので、ぜひ、その方向で検討していただきたいと思います。

そのほかにもいろいろとあったのですが、この辺で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。